

平成 23 年度 グループ戦略策定支援特別対策事業募集要綱

1. 事業の趣旨

グループ戦略策定支援特別対策事業（以下「本事業」という。）は、国が指定する業況の悪化している業種に属する企業が、個々の経営努力だけでは克服できない課題について、企業をグループ化することにより、個々の経営資源や技術力を活かした計画を策定し、業況の悪化から脱出するための新たな製品や技術開発等への取り組みを行い、その成果を広く普及させることにより、全体の経営力向上を図るための支援を行う事業です。

2. 支援の内容

国が指定する業況の悪化している業種に属する事業者で構成する中小企業団体(組合等)及び中小企業グループに対して中小企業診断士等の専門家を無料で派遣します。

専門家の派遣は、10回を限度とし、企業等の経営改善を行うとともにグループの事業計画又は経営改善計画の策定を支援します。支援するグループは年間50グループ程度を予定しています。

[専門家への謝金の支払いは本会が行いますが、派遣以外の経費は自己負担となります。]

3. 支援対象となるグループの要件

- ① 構成する中小企業が2社以上であること
- ② 国が指定する業況の悪化している業種に属する企業であること
(異業種グループは指定業種に属する企業が2分の1以上を占めていること)
- ③ 都内に主たる事業所を有する中小企業が2分の1以上を占めていること
- ④ 中小企業団体(組合等)については都内に主たる事務所を有すること

4. 対象数

50グループ程度

5. 事業完了期限

平成24年2月10日（金）までに事業を終了させて下さい。

6. 申込書類

以下の申込書及び添付書類を提出してください。

(1) 中小企業団体（組合等）

① 申込書 2通

② 添付書類（各2部）

- ・組合等の概要
- ・組合等の定款
- ・登記簿謄本
- ・組合等の直近の事業報告書及び決算関係書類
- ・組合等の当該年度の事業計画書及び収支予算書

(2) 中小企業グループ

① 申込書 2通

② 添付書類（各2部）

- ・グループの概要(構成員名簿を含む。)
- ・当該グループを代表して経理処理にあたる者（以下「事務局」という。）に対し、構成員全員が当該業務を委任したことが確認できる書面
- ・構成員全員の登記簿謄本又は住民票(個人の場合)
- ・代表者企業の最近2期分の確定申告書(決算書を含む。)の写し
- ・代表者企業の社歴(経歴)書

※注ア. 申込書類はFAX、Eメールでは受付いたしません。

イ. 申込書類は返却いたしませんのでご了承ください。

7. 申込書類送付先

申込書類は、下記宛て郵送してください。

東京都中小企業団体中央会 支援課

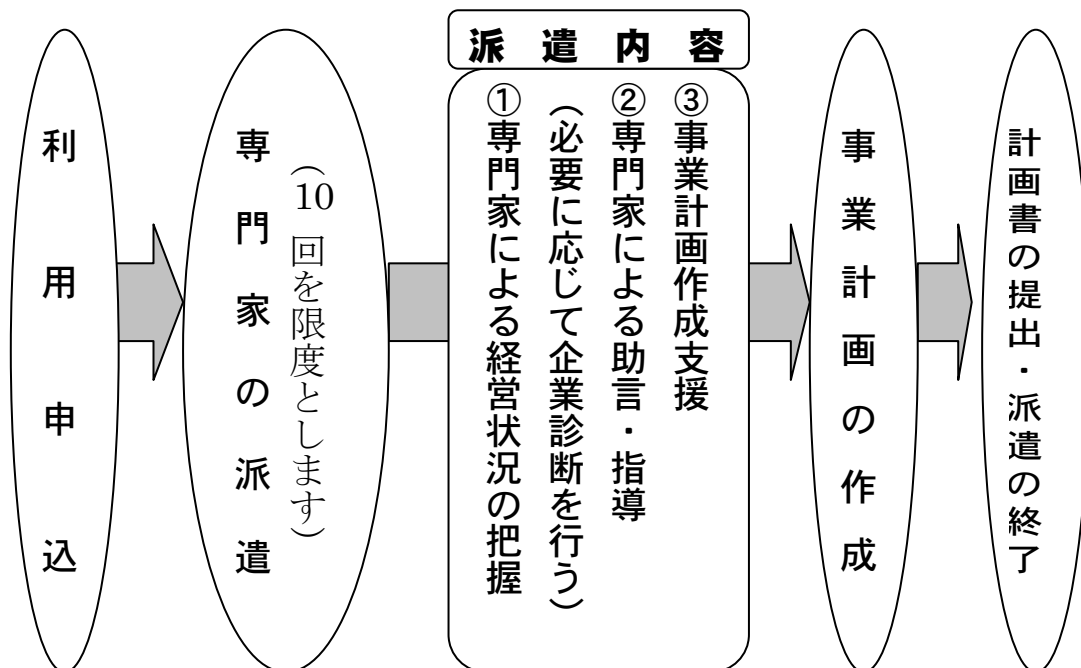
〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目10番18号

東京都中小企業会館7階

8. 募集期間

平成23年4月19日（火）から平成23年8月31日（水）まで

9. 支援内容の流れ (スキーム図)



10. 申請にあたっての留意事項

- (1) 事業実施日の少なくとも1ヶ月前までに、申込書及び添付書類を本会まで申請してください。
- (2) 本事業の支援内容は専門家謝金の負担のみとなっておりますので、グループで開催する会議に使用した会場借料等の費用はグループの負担となります。
- (3) 本事業の専門家派遣回数の上限は10回となっておりますので、10回を超える部分の専門家謝金についてはグループの負担となります。
- (4) 本事業は最終的な事業計画（経営改善計画）書を提出いただくまでが支援の対象となりますので、途中で支援事業の利用を取りやめた場合は、第1回から中止までの間の専門家謝金の全額はグループの負担となります。

11. お問い合わせ先

本事業についてのお問合せは、下記へお願いします。

◆東京都中小企業団体中央会 支援課

〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目10番18号 東京都中小企業会館7階

電話03(3542)0318(直)

FAX03(3545)2190